

# 大仙市における 「固定資産価格決定通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請に必要な登録免許税の課税標準については、大仙市長が交付した『固定資産価格決定通知書』等を登記申請者が登記申請の添付書類として秋田地方法務局へ提出していただいておりますが、令和6年10月1日から以下のとおり手続等が一部変更となりました。

✚大仙市内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の登記申請をされる際に、大仙市長が交付しておりました「固定資産価格決定通知書」は、令和6年9月30日をもって廃止されました。

✚「固定資産価格決定通知書」に代わるものとして、「納税通知書兼課税明細書」を使用できますが、同課税明細書をお持ちでない場合は、大仙市長が発行する「評価証明書」又は「課税台帳登録事項証明書」等を取得することにより不動産価格を確認することができます。

※「評価証明書」、「課税台帳登録事項証明書」の請求方法等につきましては、大仙市税務課固定資産税担当係（TEL代表 0187-63-1111）までお問い合わせください。

✚登記申請をされる際は、「評価証明書」、「課税台帳登録事項証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

令和6年10月

秋田地方法務局